

○無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を改正する省令 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

改正案

現行

<p>（養成課程の対象）</p> <p>第二十条 法第四十一条第二項第二号の総務省令で定める資格は、次のとおりとする。ただし、学校等の教育課程（一年以上のものに限る。）に無線通信に関する科目を開設して行う養成課程（以下「長期型養成課程」という。）については、第一号から第十二号までに掲げる資格とする。</p> <p>一〜十二 （略）</p> <p>十三 第二級アマチュア無線技士</p> <p>十四 第三級アマチュア無線技士</p> <p>十五 第四級アマチュア無線技士</p>			<p>（養成課程の対象）</p> <p>第二十条 （同上）</p> <p>一〜十二 （略）</p> <p>十三 （同上）</p> <p>十四 （同上）</p>		
<p>別表第六号（第二十一条関係）</p>			<p>別表第六号（第二十一条関係）</p>		
養成課程の種別	授業科目	授業時間（注）	養成課程の種別	授業科目	授業時間（注）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
国内電信級陸上特殊無線技士の養成課程	電気通信術	二百時間以上	国内電信級陸上特殊無線技士の養成課程	電気通信術	二百時間以上
第二級アマチュア無線技士の養成課程	無線工学	三十五時間以上		法規	五時間以上
	法規	五時間以上			
第三級アマチュア無線技士の養成課程	無線工学	六時間以上	第三級アマチュア無線技士の養成課程	無線工学	六時間以上
	法規	十時間以上		法規	十時間以上
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 (略)

別表第七号(第二十一条関係)

養成課程の種別 (略)	担当科目 (略)	有することを必要とする無線従事者の資格 (略)	国内電信級 陸上特殊無 線技士の養 成課程	電気通信術	第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士
			第二級アマ チュア無線 技士の養成 課程	無線工学	第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士又は第一級アマチュア無線技士
養成課程の種別 (略)	担当科目 (略)	有することを必要とする無線従事者の資格 (略)	国内電信級 陸上特殊無 線技士の養 成課程	電気通信術	第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士
			第三級アマ チュア無線 技士の養成 課程	無線工学	第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士又は第一級アマチュア無線技士

注 (略)

別表第七号(第二十一条関係)

養成課程の種別 (略)	担当科目 (略)	有することを必要とする無線従事者の資格 (略)	国内電信級 陸上特殊無 線技士の養 成課程	電気通信術	第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士
			第三級アマ チュア無線 技士の養成 課程	無線工学	第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士又は第一級アマチュア無線技士

附 則
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)